

秘密分散技術の有効性普及

マイナンバー法に対する認識を提示

秘密分散法コンソーシアム

国民に12桁の番号を割り当てるマイナンバー法の施行にあたり、マイナンバーの安全管理対策を検討する動きが加速。こうした中、秘密分散法コンソーシアム(細野昭雄会長、アイ・オー・データ機器社長)は、内閣府外局の特定個人情報保護

委員会及び内閣府大臣官房番号制度対策室に同コンソーシアム作成のマイナンバー法に関する認識内容を提示。一般論として、提示した認識で特段問題ないという回答を得た。マイナンバー法で求められる要件、解釈を明確化することで、ソリューション構築に際して施行後に効果的な安全管理体制の提供に向けた動きの広がりが見込まれる。

秘密分散技術は、情報の原本を複数に分割して管理する手法。各々の原本自体では意味を為さず、複数の原本を組み合わせたことで、情報の復元が可能。

こうした仕組みが、多用途での安全管理体制構築に活用されており、同コンソーシアムでは、秘密分散技術の普及啓蒙に向けた取り組みなどを行っている。マイナンバー法施行にあたり、同技術の有効性などを検討している。

同コンソーシアムでは、マイナンバー法で規定される安全管理措置の対象となる電子データが、個人情報保護法で規定されている個人情報に対する有効性の確認結果を普及させる方針。

同様の解釈と判断。これを踏まえた認識内容を特定個人情報保護委員会、内閣府大臣官房番号制度対策室に対して提示。その結果、個人番号や特定個人情報情報を秘密分散技術で処理、生成した割符ファイル単体は、個人情報保護法の解釈同様、個人番号や特定個人情報定義から除外。各々の割符ファイルを適切に管理した上で、容易に照合不能な措置を施せば、より安全性が高まる点を確認した。

マイナンバー法施行後、万一、特定個人情報漏洩した場合、事業者・組織に対する過失の有無、故意の有無を証明することが求められる。同コンソーシアムでは、マイナンバー法に対する安全措置対策として、秘密分散技術の有効性を今後普及させる方針。